

## (有価証券関係)

### 当中間連結会計期間（平成19年 9月30日現在）

(注) 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権  
信託受益権等も含めて記載しております。

#### (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	当中間連結会計期間（平成19年 9月30日現在）		
	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
国 債	629,520	624,234	△5,285
地方債	97,206	95,885	△1,321
社 債	386,456	383,881	△2,575
その他	5,630	5,633	2
合 計	1,118,814	1,109,634	△9,179

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

#### (2) その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	当中間連結会計期間（平成19年 9月30日現在）		
	取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額
株 式	1,954,559	3,683,628	1,729,068
債 券	7,907,468	7,744,228	△163,239
国 債	6,742,468	6,592,972	△149,495
地方債	437,521	430,861	△6,659
社 債	727,478	720,394	△7,083
その他	3,731,231	3,690,266	△40,964
合 計	13,593,259	15,118,124	1,524,864

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は69,485百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

#### (3) 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	当中間連結会計期間 (平成19年 9月30日現在)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	17
その他	1,236
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	396,824
非上場債券	2,715,372
非上場外国証券	694,951
その他	628,856